

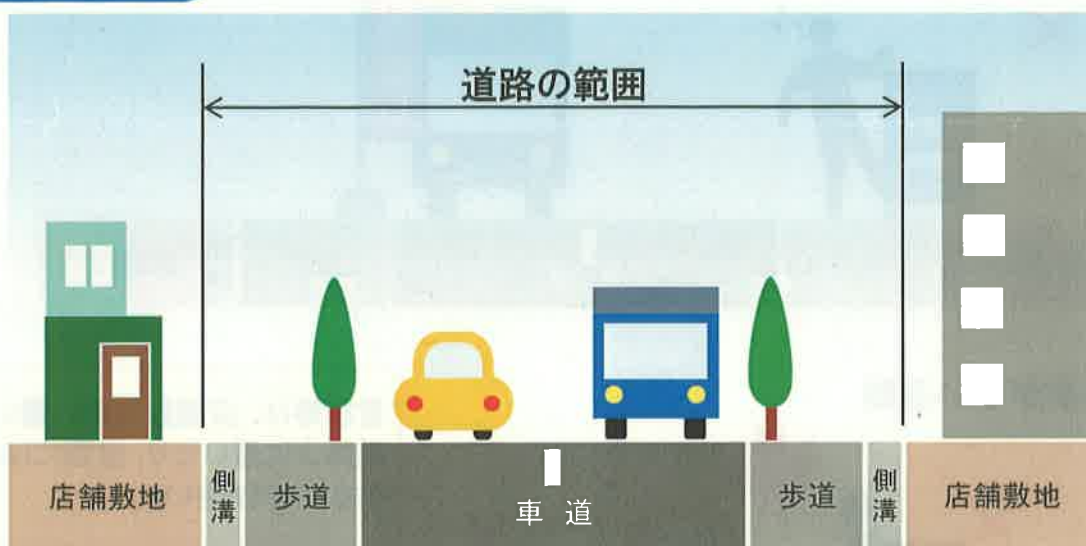
道路の正しい利用について

焼津市土木管理課

道路（歩道を含む）は、一般交通に使用される公共の施設です。
道路上での営業目的の行為（看板の設置など）は禁止されていますので、
正しい利用をお願いします。

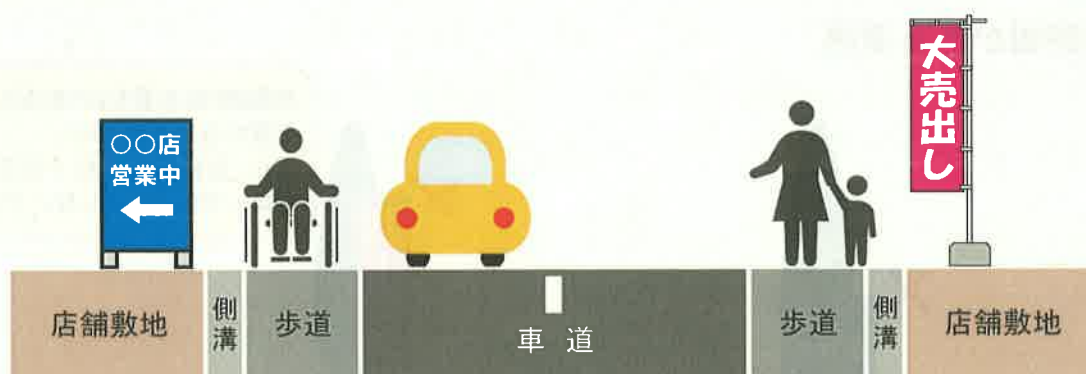
道路の範囲

→ 道路の範囲は、車道・歩道・側溝（道路沿い）が含まれます。



看板の設置について①

【良い設置例】



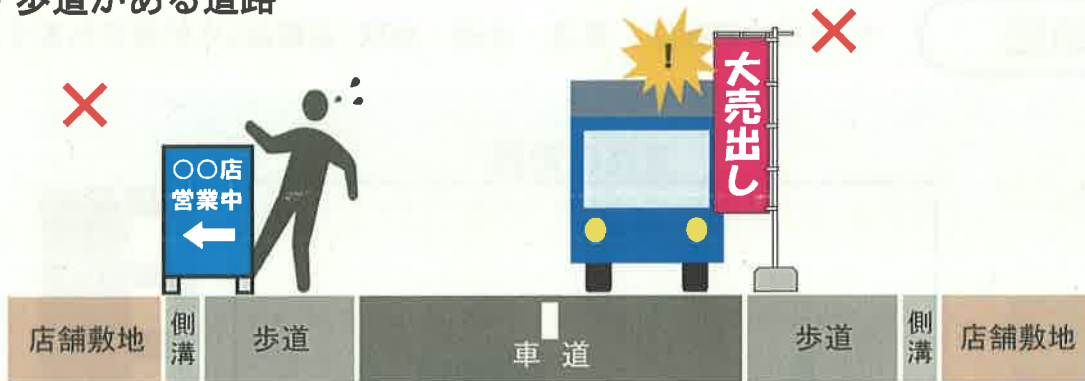
- ◎ 営業目的の看板等（立て看板、のぼり旗、カラーコーン、商品の陳列等）は店舗敷地内に設置しましょう。
- ◎ 店舗敷地内に看板を設置してあっても、台風など強風が予想される場合は屋内にしまいましょう。

看板の設置について②

- ◎ 営業目的の看板等（立て看板、のぼり旗、カラーコーン、商品の陳列等）は、道路上に置かないでください。
- ◎ 道路上に看板等を置くと通行の妨げとなり危険です。また、横断する歩行者や道路に進入する車両の確認の妨げにもなり、事故につながるおそれがあります。
- ◎ 看板は、集客に役立つツールではありますが、道路上に看板等を置くことで迷惑をする人がいる場合、マイナスイメージがついてしまうことも考えられます。

【悪い設置例】

① 歩道がある道路

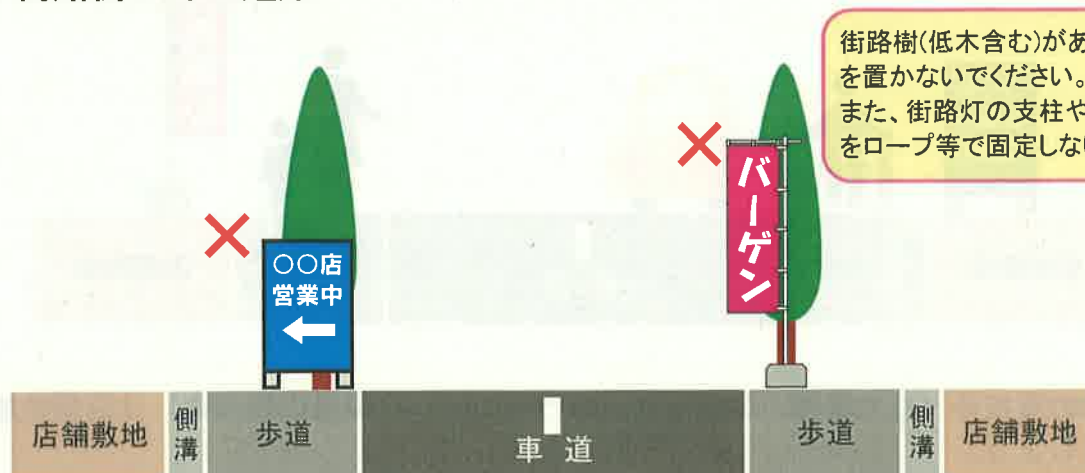


② 歩道がない道路



看板等は、店舗敷地内に置いてください。
道路上に置いたり、道路にはみ出して置かないでください。

③ 街路樹がある道路



街路樹(低木含む)があるところに看板を置かないでください。
また、街路灯の支柱や街路樹に看板をロープ等で固定しないでください。

※ 上記絵図のような看板等が確認されたときは、店舗敷地内への移動又は撤去をお願いします。

問合せ先

焼津市建設部 土木管理課 電話 054-626-2171

〒425-8502 焼津市本町5丁目6番1号（焼津市役所アトレ庁舎2階）